

証券コード 5253
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

株主各位

東京都港区三田三丁目5番19号
カバー株式会社
代表取締役社長 谷郷元昭

第9期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は当社定款の定めに基づき、場所の定めのない株主総会(以下、「バーチャルオンリー株主総会」という。)といたしますので、当社指定のウェブサイト(<https://web.sharely.app/login/cover-9>)を通じてご出席願います。ご出席いただくために必要なお手続き方法等の詳細は6頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。なお、電子提供措置における通知の内容は本通知と同一のものになります。

- ・当社ウェブサイト
<https://cover-corp.com/ir>



- ・東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東京証券取引所のウェブサイトから資料を確認するには、上記のURLにアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「カバー」又は証券「コード」に「5253」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、内容をご確認いただけます。

当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合も通信障害等に備え、書面又はインターネットによって議決権を事前行使することができますので、後掲の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日(水曜日)午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

※議決権行使書用紙を投函する前に「株主番号」「郵便番号(2025年3月末時点)」及び「保有株式数(2025年3月末時点)」を、必ずお手元にお控えください。

敬具

記

1. 開催日時 2025年6月26日(木曜日)午前10時 (配信開始時刻 午前9時30分)

ただし、通信障害等の影響により本総会を上記日時に開催することができなかった場合には、本総会は2025年6月30日(月曜日)午前10時に延期するものとします。

2. 開催方法 場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)といたします。

完全オンラインにて開催するため、実際にご来場いただける会場はございません。

当社指定のウェブサイト(<https://web.sharely.app/login/cover-9>)を通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法等の詳細は6頁～9頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

3. 会議の目的事項

＜報告事項＞

第9期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

＜決議事項＞

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額の決定の件

4. 招集に当たっての決定事項

(1) 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

(2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

(3) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わさせていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき
ご送付ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後6時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、
画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後6時まで



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」
の入力が不要になりました！

▶ 詳しくは次頁をご覧ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

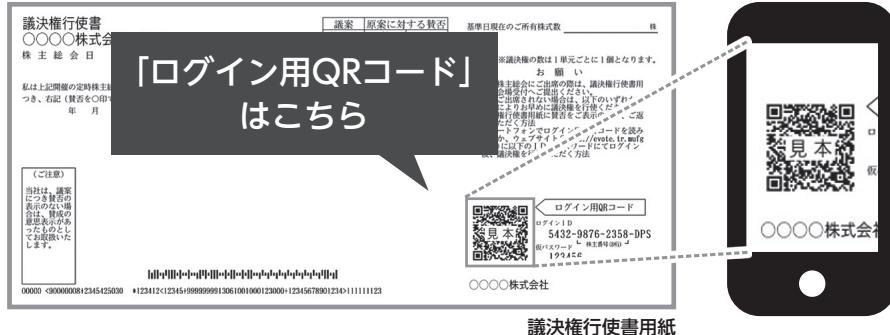
インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後6時まで



QRコードを読み取る方法



スマートフォンでの議決権行使は、

「ログインID」「仮パスワード」の入力が
不要になりました！

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは（株）デンソーウエーブの登録商標です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(株主用紙等のご請求)

本サイトを利用して、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

「次の画面へ」をクリック

上記記載内容をご了承された場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください

次の画面へ

お問い合わせ
三菱UFJ・信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する
お手続きサイトに係
るお問い合わせ)
Tel 0120(073)027
(通常料無料)
(一般料無料の
お問い合わせ)
Tel 0120(232)711

 ◎ 本サイトは、セキュリティ認証済のため、
暗号化通信を採用して
います。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード または仮パスワード 「ログイン」
をクリック

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

① ご注意事項

- インターネットより議決権行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

<注意事項>

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

バーチャルオンライン株主総会の運営について

本株主総会につきましては、ご来場する会場を設けない、バーチャルオンライン株主総会となりますので、インターネットによるライブ配信(中継)を実施いたします。

1.配信日時

2025年6月26日(木曜日) 午前10時から

※ただし、通信障害等の影響により本総会を上記日時に開催することができなかつた場合には、本総会は2025年6月30日(月曜日)午前10時に延期するものとします。

※いずれも配信開始時刻は午前9時30分頃を予定しております。

2.アクセス方法

接続先：
<https://web.sharely.app/login/cover-9>

<必要事項>

株主番号、郵便番号(2025年3月末時点)、保有株式数(2025年3月末時点)



- (1) 上記のURLをご入力いただくか、上記のQRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。
 - (2) 接続されましたら、お手許の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号(2025年3月末時点)」及び「保有株式数(2025年3月末時点)」を、画面表示に従って入力しログインしてください。
- ※ ご不明点に関しては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>
- ※ 当日操作に問題が生じた場合は、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。
- ※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

【お問い合わせ窓口(バーチャル株主総会Sharely)】

電話番号：03-6683-7661

受付時間：2025年6月26日(木曜日)午前9時から株主総会終了時まで

3. 当日の議決権行使方法

下記の手順に従ってシステムへログイン後、議長の指示により、画面下部の「決議」ボタンより賛否、または棄権をご選択のうえ、行使ください。

バーチャル株主総会での当日の議決権行使の流れ

1. 以下のURLあるいは二次元コードからバーチャルオンライン株主総会のログイン画面へアクセスしてください。

<https://web.sharely.app/login/cover-9>



2. お手持ちの議決権行使書をご参考の上、ログイン画面にて必要な情報を入力し、ログインしてください。

＜必要事項＞株主番号、郵便番号（2025年3月末時点）、保有株式数（2025年3月末時点）

株主番号 <input type="text" value="例) 012345678"/>	所有株式数 <input type="text" value="例) 1000"/>
郵便番号 <input type="text" value="例) 190-0044"/>	決議 <input type="checkbox"/>
保有株式数 <input type="text" value="例) 1000"/>	投票 <input type="checkbox"/>
<input type="button" value="ログイン"/>	

3. セキュリティおよび株主様の保護のためキャプチャ認証がございます。

表示された際には写真から適切なものを選び、確認してください。



4. 株主総会当日におきまして、議長からアナウンスされた議決権行使の受付時間内において、

議案ごとに賛成、反対又は棄権行使することが出来ます。

第1号議案 定款一部変更の件 <input type="radio"/> 賛成 <input type="radio"/> 反対 <input type="radio"/> 棄権	第2号議案 取締役2名選任の件 <input type="radio"/> 賛成 <input type="radio"/> 反対 <input type="radio"/> 棄権
決議 <input type="button" value="投票する"/>	

※ 事前の議決権行使と株主総会当日の議決権行使の関係

事前行使	本株主総会当日	議決権行使の取扱い
事前行使をした	議決権行使をした*	当日の議決権行使が有効(事前行使無効)
	議決権行使をしなかった	事前の議決権行使が有効
事前行使をしていない	議決権行使をした*	当日の議決権行使が有効
	議決権行使をしなかった	不行使

※ 賛否を表示されなかった議案は(事前行使があつたものを含め)賛成の表示があつたものとして取り扱います。

4.当日の質問方法

議長の指示に従い、画面下部の質問ボタンより本総会の目的に関する質問をご入力ください。ご質問は円滑な議事進行の観点より、一人2問(1問あたり最大200字まで)といたします。

なお、膨大なテキストデータの送信や目的事項と関係のない質問、不適切な内容をご質問等の送信など、議事の進行や本株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の指示、又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

- ※ 複数の株主様から同様のご質問があった場合は、まとめて回答させていただくことがあります。
- ※ 回答できなかったご質問は、当社ホームページ等にて回答を掲載させていただく予定です。
- ※ すべてのご質問に必ず回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。

5.動議の方法

議長の指示に従い、画面下部の動議ボタンより動議をご入力ください。なお、議長が指定する方法以外によりデータを送信するなど、動議であるか否か判別できないものは動議として採り上げない場合がございます。あらかじめご了承ください。

同様の動議を繰り返し送信する、不適法な動議を送信するなど、議事の進行や本株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の指示、又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

また、動議の受付は、当日質問回答終了までとさせていただきます。

6.通信障害等の対策方針について

通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、株主総会冒頭に、延会又は継続会の議長一任決議について諮るようにいたします。延会又は継続会の決定を行った場合には、ホームページにおいて周知いたします。

7.インターネットを使用することに支障のある株主様への利益確保に配慮することについて

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、お手元の議決権行使書用紙を返送する方法により事前に議決権行使いただきますよう、お願い申し上げます。

8.代理出席の扱いについて

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面(委任状)」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

＜代理出席に関する書類の提出先＞

〒108-0073 東京都港区三田三丁目5番19号 カバー株式会社 株主総会担当者宛
<ご提出期限>

2025年6月25日(水曜日)午後6時必着

9.注意事項

- ・ 通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグ等が発生する可能性がございますので、ご了承ください。
- ・ ライブ配信当日において、ご視聴者さまの環境等に基づく接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてはサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ・ ご視聴いただく際の接続料金及び通信料金等はご視聴者さまのご負担となります。
- ・ 映像や音声データの第三者への提供や公開、上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じさせていただきます。
- ・ その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

事前質問受付のご案内

下記ウェブサイトにおいて、本総会の目的事項等に関する事前質問をお受けいたします。

1.事前質問ウェブサイト

接続先：
https://web.sharely.app/e/cover-9/pre_question



＜必要事項＞

株主番号、郵便番号(2025年3月末時点)、保有株式数(2025年3月末時点)

- (1) 以下の期間で本総会の目的事項に関しまして事前質問をお受けいたしますので、上記のURLをご入力いただくか、上記のQRコードを読み込み、事前質問ページにアクセスしてください。
- (2) 接続されましたら、お手許の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号(2025年3月末時点)」及び「保有株式数(2025年3月末時点)」を、画面表示に従って入力し、ログインしてください。
- (3) ライブ配信閲覧画面上の「事前質問をする」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

2.事前質問受付期間

本招集通知到着時から2025年6月19日(木曜日)午後6時まで

※ ご質問は、株主様ご本人に限らせていただきます。

- ※ 内容はできるだけ要点を簡潔にご記入くださいますようお願いいたします(1問あたり最大200字以内)。
- ※ 株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。
- ※ 株主総会の進行上の都合により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1.変更の理由

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものといたしたいと存じます。

2.変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～15. (条文省略)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～15. (現行どおり)
(新設) 16. (条文省略)	16. レコード原盤及び音楽録音物の製作 17. (現行どおり)

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

現取締役(監査等委員である取締役を除く)全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化、経営の透明性の確保を図るために、取締役(監査等委員である取締役を除く)として、7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	タニゴウ モトアキ 谷郷 元昭 (1973年12月10日)	<p>2003年6月 株式会社アイスタイル 入社 2005年6月 株式会社インターラピア(現ユナイテッド株式会社) 入社 2008年4月 株式会社サンゼロミニッツ 設立 代表取締役 2016年6月 当社 設立 代表取締役社長(現任) 2023年4月 COVER USA,Inc. 設立 代表取締役(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 谷郷元昭氏は当社創業者であり、代表取締役として当社の事業の成長に寄与してまいりました。このような知見と経験、実績は、引き続き当社の企業価値の向上に貢献することが期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	20,835,900株
2	フクダ イッコウ 福田 一行 (1982年6月15日)	<p>2005年4月 ソニー株式会社 入社 2008年4月 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社 CTO 2013年4月 ガルー株式会社 設立 代表取締役 2016年10月 当社 入社 2016年11月 当社 取締役CTO(現任) 2023年4月 COVER USA,Inc. 取締役(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 福田一行氏は、当社設立初期からCTOとして関与しており、当社の技術部門を管轄する取締役として適格であるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	2,868,560株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	植田 修平 (1971年4月18日)	<p>2000年9月 株式会社コミュニケーションオンライン(現株式会社アエリア) 入社</p> <p>2001年5月 株式会社ゲームポット 設立 代表取締役</p> <p>2007年6月 一般社団法人日本オンラインゲーム協会 共同代表理事(現任)</p> <p>2014年5月 株式会社アフリカTV日本法人 代表取締役</p> <p>2016年4月 株式会社H2インターラクティブ 設立 代表取締役(現任)</p> <p>2021年5月 株式会社NASSO 設立 代表取締役(現任)</p> <p>2022年9月 monoAI technology 株式会社 取締役(現任)</p> <p>2023年6月 当社 社外取締役</p> <p>2025年4月 当社 常勤取締役 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 植田修平氏は、オンラインゲーム運営をはじめとするエンターテインメント業界に精通し、またコミュニケーションマネジメントに関するノウハウを有しているため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	19,654株
4	金子 陽亮 (1987年12月28日)	<p>2013年4月 SMBC日興証券株式会社 入社</p> <p>2021年2月 当社 経営企画室長</p> <p>2023年3月 当社 経営企画室長CFO(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 金子陽亮氏は、財務政策に知見が深く、当社のCFOとして当社の上場前から関わっており、当社の財務政策を強化し、当社のより一層の発展に寄与することが期待できるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>	262,160株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
5	須田 仁之 (1973年7月21日)	<p>2002年12月 有限会社スダックス 設立 取締役(現任)</p> <p>2013年2月 弁護士ドットコム株式会社 監査役(現任)</p> <p>2013年2月 ツクリング株式会社 取締役(現任)</p> <p>2015年2月 株式会社オーブンロジ 監査役(現任)</p> <p>2016年11月 当社 取締役(現任)</p> <p>2019年9月 株式会社フクロウラボ 監査役(現任)</p> <p>2021年3月 株式会社Techouse 取締役(現任)</p> <p>2023年4月 COVER USA,Inc. 取締役(現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>須田仁之氏は、多様な会社の取締役・監査役を歴任しており、設立当初より当社の社外取締役として経営に携わっているため、当社への理解も深く、社外取締役として当社の経営に有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	900,014株
6	和田 洋一 (1959年5月28日)	<p>1984年4月 野村證券株式会社 入社</p> <p>2000年4月 株式会社スクウェア 入社</p> <p>2001年12月 同社 代表取締役社長</p> <p>2003年4月 株式会社スクウェア・エニックス(現株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス) 代表取締役社長</p> <p>2016年8月 ワンダープラネット株式会社 取締役(現任)</p> <p>2018年3月 株式会社マイネット 取締役(現任)</p> <p>2021年9月 株式会社オープンアップグループ 取締役(現任)</p> <p>2022年6月 当社 取締役(現任)</p> <p>2024年10月 株式会社クラシコム 取締役(現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>和田洋一氏は、事業拡大期の経営に関する経験が豊富であり、またゲームをはじめとするエンターテインメント業界についての知見が深いため、当社の経営に対するご意見等をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	19,654株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	スズキ オサム 鈴木 修 (1977年10月18日)	<p>2001年4月 株式会社インテリジェンス 社長室 組織開発本部</p> <p>2004年10月 株式会社サイバーエージェント 社長室長</p> <p>2011年10月 グリー株式会社 Director of Global Talent Development</p> <p>2013年5月 TOMORROW COMPANY INC. 創業 CEO (現任)</p> <p>2014年7月 株式会社SHIFT 取締役</p> <p>2019年7月 株式会社ミラティブ CHRO</p> <p>2021年3月 共同ピーアール株式会社 社外取締役</p> <p>2021年10月 DIMENSION株式会社 取締役(現任)</p> <p>2023年2月 株式会社Elevation Space 社外取締役 (現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 鈴木修氏は、複数の会社で取締役を歴任されており、特に組織人事に関し豊富な経験を有しております。当社が成長していく中で、組織人事戦略は欠かせないものであり、組織人事戦略を中心として経営に関し、ご助言をいただけることが期待されるため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	0株

(注)1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

- 2.谷郷元昭氏、福田一行氏、植田修平氏、須田仁之氏、和田洋一氏は再任、金子陽亮氏、鈴木修氏は新任の取締役候補者になります。
- 3.須田仁之氏、和田洋一氏及び鈴木修氏は社外取締役候補者であります。
- 4.須田仁之氏、和田洋一氏及び鈴木修氏は東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、各候補者の選任が承認された場合、独立役員となる予定であります。
- 5.須田仁之氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって8年7か月、和田洋一氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって3年であります。
- 6.須田仁之氏及び和田洋一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各社外取締役が再任された場合には、当該契約を継続することを予定しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、定款第29条第2項ただし書きに基づき、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計を予定しています。また、鈴木修氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 7.当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金及び争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、執行役員、管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。
- 8.上記取締役候補者の「所有する当社の株式数」は、2025年3月31時点のものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額の決定の件

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)の報酬等の額について、2024年6月27日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)とご承認いただいておりますが、取締役の報酬等の額を年額300百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)とすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案したものであり、相当な内容であると判断しております。なお、上記報酬額等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まないものといたしたいと存じます。

現在の監査等委員を除く取締役は5名(うち社外取締役は2名)、第2号議案が原案どおり承認可決されると、監査等委員を除く取締役は7名(うち社外取締役は3名)となります。

以上

事業報告

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

1.会社の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当事業年度における国内外の経済環境は、エンターテインメント需要の回復が見られた一方で、物価上昇や為替変動などに起因する先行き不透明感が継続しました。

こうした環境下において、当社はミッションとして「つくろう。世界が愛するカルチャーを。」を掲げ、日本発のエンターテインメント・カルチャーを創出し、世界中のユーザーに届けることで、日本が持つアニメやゲームといったユニークな文化に関わるクリエイターの活躍の場を広げることを目指してまいりました。

当事業年度は、所属タレントの多様なメディアでの露出増加に加え、イベント出演のグローバル化、マーチャンダイジング商品の多様化、ライセンス・タイアップ案件のスケール拡大などが進展し、国内外における事業規模は着実に拡大しました。

サービス分野別の業績は、以下のとおりです。

配信／コンテンツ分野においては、所属タレントによる大型配信企画のヒットが継続したほか、2023年以降にデビューした国内外のタレントが着実に人気を獲得し、ファン層の拡大が進みました。また、アニメ主題歌の担当など音楽を軸とした露出が増加し、新たな層へのリーチも広がりました。その結果、同分野の売上高は9,323百万円(前期比21.9%増)となりました。

ライブ／イベント分野においては、英語圏向けVTuberグループ「ホロライブ English」による北米地域での2ndライブコンサートや、ホロライブプロダクション初のワールドツアーを実施するなど、海外市場における実績を着実に積み上げました。加えて、国内外の人気タレントによる大型会場でのソロライブも多数成功し、リアルイベントを通じたファンエンゲージメントの強化とコンテンツのモメンタム創出に貢献しました。年度末には、例年開催している「hololive SUPER EXPO」及び「hololive fes.」において過去最大の動員数を記録することができました。これらの結果、同分野の売上高は7,793百万円(前期比39.1%増)となりました。

マーチャンダイジング分野においては、2024年9月に販売を開始したトレーディングカードゲーム『hololive OFFICIAL CARD GAME』が想定を大きく上回る販売実績を記録しました。これに加え、小売店販路の拡充やグッズ展開の多様化といった取り組みにより、広範なユーザー層へのリーチに成功しました。その結果、同分野の売上高は20,539百万円(前期比64.6%増)となりました。

ライセンス/タイアップ分野においては、営業体制の強化により、国内外の取引代理店数及び案件数が順調に拡大しました。これに伴い、法人取引における認知向上と商機の拡大が進み、ゲーム・玩具・食品・日用品など多岐にわたる業種との取引が進展しました。その結果、同分野の売上高は5,744百万円(前期比29.4%増)となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は43,401百万円(前期比43.9%増)、営業利益は8,001百万円(前期比44.5%増)、経常利益は7,962百万円(前期比41.6%増)、当期純利益は5,559百万円(前期比34.4%増)となりました。

(2)資金調達の状況

該当事項はありません。

(3)財産及び損益の状況の推移

区分	第6期 (2022年3月期)	第7期 (2023年3月期)	第8期 (2024年3月期)	第9期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	13,663	20,451	30,166	43,401
経 常 利 益 (百万円)	1,853	3,385	5,623	7,962
当 期 純 利 益 (百万円)	1,244	2,508	4,137	5,559
1株当たり当期純利益 (円)	20.87	42.04	67.69	88.70
総 資 産 (百万円)	8,238	15,887	22,713	33,060
純 資 産 (百万円)	3,457	7,006	11,143	16,947
1株当たり純資産 (円)	74.31	114.56	182.25	258.14

(注)当社は、2022年12月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2022年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4)設備投資の状況

当事業年度中に行なった設備投資は2,475百万円であります。これは主に、メタバースプラットフォーム等の開発を行なったことによるものであります。なお、開発中の新基幹システム等につきシステム要件の見直しを行なった結果、一部将来使用が見込まれない機能について除却しており、これに係るソフトウェア仮勘定について固定資産除却損147百万円を計上しております。

(5)対処すべき課題

①魅力的なIPの開発

VTuberの人気はアニメルック・アバターや関連するグループ又はユニットの魅力の影響を大きく受けるため、魅力あるVTuberを継続的に開発することは当社の経営課題であります。当社は、コンテンツを共創するクリエイターにとっても意義深い活動の機会を継続的に提供するために、認知及びブランド価値の一層の向上に努めております。

②コンテンツ・クリエイター(注)の発掘及び育成

VTuberの活動はアニメルック・アバターを用いて活動するコンテンツ・クリエイターの創作活動に依存しているため、能力のあるコンテンツ・クリエイターの発掘、及びその能力を一層開花させるための育成は当社の課題であります。

当社では定期的なオーディションの実施により新しいコンテンツ・クリエイターの発掘ができるよう努めている他、採用後も社内外のクリエイター・企画チームを活用し、継続的なグッズ企画・衣装企画・ライブ企画等の多様な活動支援によってコンテンツ・クリエイターの個性をより発揮できるような環境を構築しております。

③事業拡大と収益性向上を両立した事業運営

当社は魅力あるVTuberの継続的な開発と育成を主軸に、動画配信プラットフォーム上でのサービス展開のみに留まらない、多面的な事業展開を推進しております。そのため、より大きな市場を捉るために複数の先行投資を実施しております。具体的には、より付加価値の高いコンテンツ開発と集客力の向上に向けた、3Dモデリング、3Dアニメーションに関する人材投資、大型モーション・キャプチャー・スタジオの取得、統合IDサービスの開発及びユーザーの体験価値の向上に向けたゲーム・メタバースサービスの開発等を行っております。

また、マーチャンダイジングやライセンス/タイアップといった収益性の高いコマース領域では更なる事業拡大を計画しており、トレーディング・カードゲーム等のシリーズ商品の企画や海外地域でのライセンシー拡充による現地商流への商品・サービスの配荷拡大等を推進しております。

④組織体制の整備

当社の成長には多様な専門性を持った優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が中長期的に働きやすい職場環境や人事制度を整備してまいります。

⑤技術力の強化

当社はコンテンツ・クリエイターの活動について、モーショントラッキング技術を駆使した自社開発のアプリケーション等で支えており、今後の継続的な技術改善が視聴者に新しいエンターテインメント体験を届けるために重要であると考えております。

高度なスタジオ配信を可能にするアプリケーションのアップデートや豊かな表現を可能にする3Dモデリング技術の向上等、継続的な改善を進めてまいります。

⑥コミュニティの健全性維持

当社は多数のVTuberを擁しており、それぞれのコンテンツ・クリエイターの裁量で日常的に膨大な数の視聴者との双方向コミュニケーションがライブ配信を通して行われています。

継続的な創作活動や視聴者とのコミュニケーションが維持されるよう、誹謗中傷対策などのコミュニティ健全化の施策は重要であると考えております。

外部専門家と連携しての誹謗中傷対策等、コンテンツ・クリエイター保護のための施策を継続的に実施してまいります。

(注)本項及び以降に記載する「コンテンツ・クリエイター」とはアニメルック・アバターを用いてVTuberとしてライブ配信活動やコンテンツ制作を行う演者のこと

(6)主要な事業内容

事業名	内容
配信/コンテンツサービス	配信プラットフォームを通じたライブ配信等
ライブ/イベントサービス	オフライン、オンラインでのライブコンサートやイベントの実施
マーチャンダイジングサービス	フィジカル、デジタルの各種VTuberグッズ販売
ライセンス/タイアップサービス	IPライセンスアウトやタイアップ広告出演等

(7)重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な営業所(2025年3月31日現在)

名称	場所
本社	東京都港区三田三丁目5番19号

(9) 従業員の状況

当事業年度末日現在の従業員数

従業員数	前期末比増減数
679名	142名増

(注)従業員数には臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

230,000,000株

(2) 発行済株式の総数

65,650,016株(自己株式84株を除く)

(3) 株主数

30,060名

(4)大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
谷郷 元昭	20,835,900	31.74
バレー株式会社	3,300,000	5.03
MORGAN STANLEY & CO. LLC	2,896,706	4.41
福田 一行	2,868,560	4.37
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,360,000	3.59
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,962,794	2.99
楽天証券株式会社	1,504,500	2.29
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,460,600	2.22
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	1,321,145	2.01
株式会社SBI証券	1,282,099	1.95

(注)1.持株比率は、自己株式(84株)を控除して計算しております。

2.バレー株式会社は、当社代表取締役社長である谷郷元昭の資産管理会社であります。

3.2025年2月27日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2025年2月21日付現在で12 West Capital Management LPが4,597,800株(保有割合7.39%)保有している旨が記載しております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(5)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3.会社の新株予約権等に関する事項

(1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3)その他新株予約権等の状況

2021年2月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回新株予約権

新株予約権の数(個)	14,430
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,443,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	54
新株予約権の行使期間	2024年3月4日～2031年3月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 54 資本組入額 27
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
割当先	若山理子(注2)

(注)1.(1)本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2)本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から3年間の期間において次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を使用することができない。

①判定価格(下記⑤に定義する。以下同じ。)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき。(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)

②判定価格を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)

③本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき。(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

- ④本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が判定価格を下回る価格となったとき。
- ⑤上記①乃至④における「判定価格」を以下のとおり定義する。
- 割当日から1年間:行使価額に100%を乗じた価格
 - 割当日の1年後から1年間:行使価額に150%を乗じた価格
 - 割当日の2年後から1年間:行使価額に200%を乗じた価格
- (3)本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時において、当社又は当社の関係会社の取締役、従業員若しくは監査役又は顧問若しくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4)本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 2.若山理子は時価発行新株予約権信託の受託者であります。信託期間満了日時点の当社役職員のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定いたします。
- 3.2022年11月18日開催の取締役会決議により、2022年12月14日付で、当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役の氏名等(2025年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
谷郷 元昭	代表取締役社長	COVER USA,Inc.代表取締役
福田 一行	取締役CTO	COVER USA,Inc.取締役
植田 修平	取締役	一般社団法人日本オンラインゲーム協会共同代表理事 株式会社H2インラクティブ代表取締役 株式会社NASSO代表取締役 monoAI technology株式会社取締役
須田 仁之	取締役	COVER USA,Inc.取締役 有限会社スダックス取締役 弁護士ドットコム株式会社監査役 ツクリング株式会社取締役 株式会社オープロジ監査役 株式会社フクロウラボ監査役 株式会社Techouse取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
和田 洋一	取締役	ワンダー・プラネット株式会社取締役 株式会社マイネット取締役 株式会社オープンアップグループ取締役 株式会社クラシコム取締役
宮島 功	取締役 (監査等委員)	-
小倉 親子	取締役 (監査等委員)	辻・本郷 ITコンサルティング株式会社 株式会社グラフ監査役
新井 健一郎	取締役 (監査等委員)	TH弁護士法人代表社員 エイチティープロパティーズ株式会社代表取締役 辻・本郷スマートアセット株式会社監査役

- (注)1.取締役植田修平氏、須田仁之氏、和田洋一氏、宮島功氏、小倉親子氏及び新井健一郎氏は社外取締役です。
- 2.2025年3月14日開催の定期取締役会において、植田修平氏が社外取締役から社内取締役と異動する旨の決議を行い2025年4月1日より社内取締役に異動となっています。
- 3.取締役、執行役員及び使用人等からの情報収集及び内部監査室との十分な連携を通じて、監査等委員会による監査・監督機能の強化を図るため、常勤の監査等委員として宮島功氏を選定しております。
- 4.取締役(監査等委員)小倉親子氏及び新井健一郎氏は非常勤取締役(監査等委員)です。
- 5.監査等委員小倉親子氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 6.取締役須田仁之氏、和田洋一氏、宮島功氏、小倉親子氏及び新井健一郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。

(2)当事業年度に係る取締役の報酬等

①役員報酬等の算定方法に係る決定方針に関する事項等

a. 決定方針の決定の方法

各取締役の報酬等及びその決定方針につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、報酬委員会に一任する旨、取締役会にて決議を行い、報酬委員会にて決定しております。

報酬委員会は、取締役会の決議によって決定した取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員を構成員とし、その過半数は社外役員となることとなっております。

報酬委員会に権限を委任した理由は、取締役会と別の機関として、社外役員を中心とする報酬委員会に委任することにより、透明性及び公平性を確保するためになります。

報酬委員会の構成員は以下のとおりになります。

氏名	地位及び担当
谷郷 元昭	代表取締役社長
福田 一行	取締役CTO
植田 修平	社外取締役
須田 仁之	社外取締役
和田 洋一	社外取締役
宮島 功	社外取締役（監査等委員）
小倉 親子	社外取締役（監査等委員）
新井 健一郎	社外取締役（監査等委員）

b. 決定方針の内容の概要

同種の事業を営む会社の取締役の報酬や事業規模、業績等を踏まえて、報酬委員会において、報酬決定基準表を作成しております。各取締役の報酬等については、会社の業績、各取締役の職責、業績への貢献度などを加味したうえで、報酬決定基準表に基づき算定され、報酬委員会において固定報酬額として決定することとしております。

当社の取締役の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるように設計するものとしております。報酬は、固定報酬の金銭報酬に加え、業績連動報酬として営業利益による報酬で構成するものとしております。固定報酬及び業績連動報酬は、いずれも役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、業績へのインセンティブに左右されない独立性を確保するため固定報酬とし、常勤監査等委員と非常勤監査等委員の別、業務の分担等を勘案し、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において監査等委員の協議により監査等委員会にて決定しております。

c. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、社外役員が過半数を占める報酬委員会が、報酬決定基準表との整合性を含め、多角的な検討を行ったうえで決定して

いることに鑑み、取締役会としては、同内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員 を除く) (うち社外 取締役)	113 (26)	113 (26)	-	-	5 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外 取締役)	28 (28)	28 (28)	-	-	3 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	3 (3)	3 (3)	-	-	3 (3)

- (注)1.取締役(監査等委員を除く)及び取締役(監査等委員)の報酬は、株主総会決議により報酬総額の限度額を決定しております。2024年6月27日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬総額を年額200百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)、取締役(監査等委員)の報酬総額を年額50百万円以内と決議しております。なお当該決議時点において、取締役(監査等委員を除く)は5名(うち社外取締役3名)、取締役(監査等委員)は3名が対象とされております。
 2.当社は、2024年6月27日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
 3.監査役の支給人数及び報酬等は当該移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)の支給人数及び報酬等は当該移行後の期間に係るものであります。なお、監査役3名のうち、同3名が取締役(監査等委員)に就任しております。

(3)社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役の重要な兼職の状況について、4.会社役員に関する事項(1)取締役の氏名等(2025年3月31日現在)に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間には特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	植田修平	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中12回、臨時取締役会に5回中5回出席しました。当社が進出するメタバース事業に関連した知見、企業経営者として豊富な経験に基づき、事業面・ガバナンス面両方でアドバイスを行いました。
社外取締役	須田仁之	同氏は、当事業年度に開催された定時取締役会に12回中12回、臨時取締役会に5回中5回出席しました。多数の会社の社外取締役、監査役を歴任し、経営の専門家としての経験・見識に基づき、経営の監督とチェック機能を発揮しました。
社外取締役	和田洋一	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中11回、臨時取締役会に5回中5回出席しました。当社が進出するメタバース事業に関連した知見、企業経営者として豊富な経験に基づき、事業面・ガバナンス面両方でアドバイスを行いました。
社外取締役 (監査等委員)	宮島功	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中12回、臨時取締役会に5回中5回、監査等委員会に10回中10回、監査役会に3回中3回出席しました。過去に所属していた企業で管理責任者として務めた豊富な経験に基づき、当社の業務監査において的確に課題を発見しアドバイスを行いました。
社外取締役 (監査等委員)	小倉親子	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中12回、臨時取締役会に5回中5回、監査等委員会に10回中10回、監査役会に3回中3回出席しました。公認会計士及び現任の上場企業の会計担当執行役員の経験に基づき、財務及び会計に関する専門的な視点から、監査等委員として発言を行いました。
社外取締役 (監査等委員)	新井健一郎	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中12回、臨時取締役会に5回中5回、監査等委員会に10回中10回、監査役会に3回中3回出席しました。弁護士としての豊富な経験に基づき、当社の業務監査やコンプライアンス体制の改善に際して意見を述べました。

(4)責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかったときは、定款第29条第2項ただし書きに基づき、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計としております。

(5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に因る損害賠償金及び争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、執行役員、管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

5.会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2)報酬等の額

	支払額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容を踏まえ、会計監査人が算定した報酬見積りの根拠が適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3)会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に

招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4)会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

①処分対象

太陽有限責任監査法人

②処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことによる契約の新規の締結を除く。)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。)

③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6.業務の適正を確保するための体制に関する決定・決議、運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1)内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

(2)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員会による取締役の業務執行の監視に加え、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

(3)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部を管掌する役員を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(4)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を委員長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

(5)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。

また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

(6)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として、監査等委員会付を置きます。監査等委員会付は原則1名以上とします。

(7)前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会付の独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査等委員会の事前の同意を得て行います。また、監査等委員会付の人事考課については監査等委員の同意を得て行います。

(8)取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。

監査等委員及び監査等委員会は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

(9)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

(10)反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理本部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

(11)財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

7.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1)内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況は当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2)コンプライアンス体制

当社は、法令遵守意識の浸透を図るため、役員及び従業員に対し定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また問題の早期発見・未然防止を図るために、内部通報窓口を監査等委員会・法務知財・危機管理本部に設置しております。当事業年度において発生した案件に関しては速やかに調査のうえ、取締役会に報告いたしました。

(3)取締役の職務執行

取締役会は、「取締役会規程」に基づき原則月1回開催され、取締役及び使用者の職務の執行が法令及び定款に定められた事項及び経営上重要な事項の審議・決議を行うとともに、各取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会に対する諮問機関とする報酬委員会を年に2回開催し取締役、監査等委員及び執行役員の報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客觀性を高めております。

(4)監査等委員会の職務執行

監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき原則月1回開催され、法令等に定められた事項の決議を行うとともに、経営の妥当性・効率性・コンプライアンスに関して幅広く意見交換・審議・検証し、適宜経営に対して助言や提言を行つております。また、常勤監査等委員は社内の重要な会議に出席するなど日常業務レベルで経営情報を収集し、監査等委員会に報告しております。さらに、会計監査人、内部監査室と適宜情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

8.剩余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開に備え、財務体質の強化を重要課題として位置付けております。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大及び事業効率化のために投資を行い、企業価値の向上を図ることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において当面の配当実施は未定であります。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流 動 資 產	22,872	流 動 負 債	15,128	
現 金 及 び 預 金	11,498	買 掛 金	2,695	
売 掛 金	5,417	未 払 金	69	
商 品	3,131	未 払 費 用	1,343	
前 払 費 用	627	未 払 法 人 税 等	1,557	
未 収 入 金	1,894	前 受 金	7,964	
そ の 他	327	預 り 金	116	
貸 倒 引 当 金	△24	賞 与 引 当 金	547	
固 定 資 產	10,187	諸 外 国 間 接 税 引 当 金	350	
(有 形 固 定 資 產)	4,119	そ の 他	482	
建 物 附 屬 設 備	2,330	固 定 負 債	984	
工 具、器 具 及 び 備 品	1,788	資 產 除 去 債 務	984	
(無 形 固 定 資 產)	4,075	負 債 合 計	16,112	
特 許 権	35	(純資産の部)		
商 標 権	75	株 主 資 本	16,946	
ソ フ ト ウ エ ア	3,225	資 本 金	1,096	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	739	資 本 剰 余 金	1,093	
(投 資 そ の 他 の 資 產)	1,992	資 本 準 備 金	1,093	
関 係 会 社 株 式	146	利 益 剰 余 金	14,756	
出 資 金	54	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,756	
差 入 保 証 金	1,123	繰 越 利 益 剰 余 金	14,756	
繰 延 税 金 資 產	634	自 己 株 式	△0	
そ の 他	33	新 株 予 約 権	0	
資 產 合 計	33,060	純 資 產 合 計	16,947	
		負 債 及 び 純 資 產 合 計	33,060	

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
 (2024年4月1日から)
 (2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	43,401
売 上 原 価	21,596
売 上 総 利 益	21,805
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	13,803
営 業 利 益	8,001
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4
受 取 和 解 金	66
そ の 他	4
	75
営 業 外 費 用	
支 払 和 解 金	69
為 替 差 損	43
そ の 他	1
	114
経 常 利 益	7,962
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	153
減 損 損 失	11
諸 外 国 間 接 税 引 当 金 繰 入 額	350
	514
税 引 前 当 期 純 利 益	7,448
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	2,261
法 人 税 等 調 整 額	△372
当 期 純 利 益	1,888
	5,559

(注)金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	973	970	970	9,196	9,196	△0	11,139
当期変動額							
新株の発行	123	123	123				247
当期純利益				5,559	5,559		5,559
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	123	123	123	5,559	5,559	△0	5,806
当期末残高	1,096	1,093	1,093	14,756	14,756	△0	16,946

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3	11,143
当期変動額		
新株の発行		247
当期純利益		5,559
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2	△2
当期変動額合計	△2	5,803
当期末残高	0	16,947

個別注記表
2024年4月1日～2025年3月31日

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

a.関係会社株式

移動平均法による原価法

b.その他有価証券

投資事業組合出資金

投資事業組合への出資持分については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 2～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な対応年数は次のとおりであります。

特許権 8年

商標権 10年

ソフトウエア 3～5年

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に対応する額を計上しております。

③諸外国間接税引当金

マーチャンダイジングサービスにおいて、米国における売上税をはじめとしてユーザーから徴収していなかった諸外国間接税の納付に備えるため、当事業年度末における諸外国間接税の納付見込額に基づき計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①配信/コンテンツサービス

・動画配信プラットフォームからの収益

当社はYouTube等の動画配信プラットフォームにおいて自社開発の動画配信アプリを通じて、所属するタレントの動画コンテンツを配信しています。動画配信中に顧客から課金の意思表示がなされるため、その意思表示をもって、ユーザーに対する履行義務が充足されたと判断し収益を計上しております。なお、通常動画配信中の収益についてはプラットフォーム運営事業者に支払う手数料を控除した純額が入金されておりますが、手数料を算定できる一部の取引については収益額を総額で計上しております。

・印税収入

音楽等の著作権利用料による収入であり、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであることから、ライセンス先の企業において当該サービスの提供時点で収益を認識しております。当該サービスの提供時期を把握することが困難な取引については収入が確定した時期に収益を計上しております。

②ライブ/イベントサービス

・イベント収入

主にライブイベントの入場料から得られる収入であり、顧客に対してこれらの公演を実施する義務を負っており、当該履行義務は各公演の実施完了をもって充足され、収益を認識しております。

③マーチャンダイジングサービス

・グッズの販売

グッズ売上は、原則として顧客に商品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されたと判断しており、引き渡した時点において収益を認識しております。

ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に規定の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

④ライセンス/タイアップサービス

- ・プロモーション案件

プロモーション案件は、顧客に契約ごとのサービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

2.表示方法の変更に関する注記

(1)貸借対照表関係

前事業年度において、流動資産に表示しておりました「前渡金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に科目名称を変更しております。

(2)損益計算書関係

前事業年度において、営業外費用の区分に表示しておりました「和解金」は、より実態に即した明瞭な表示とするため、当事業年度より「支払和解金」に科目名称を変更しております。

3.貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 1,184百万円

(2)関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 26百万円

短期金銭債務 44百万円

4.損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高

営業取引(収入分) 10百万円

営業取引(支出分) 131百万円

営業取引以外の取引(収入分) 2百万円

5.株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 65,650,100株

(2)当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 84株

(3)新株予約権に関する事項

当事業年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 1,443,000株

6.税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	194百万円
諸外国間接税引当金	107百万円
資産除去債務	301百万円
未払事業税	100百万円
商品評価損	117百万円
その他	80百万円
繰延税金資産小計	901百万円
評価性引当金	-百万円
繰延税金資産合計	901百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する有形固定資産	△266百万円
繰延税金負債合計	△266百万円
繰延税金資産純額	634百万円

7.金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金については、主に本社オフィス及びスタジオの賃貸借契約に伴うもので、差入先の信用リスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用並びに未払法人税等は、1年内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、関係会社株式及び出資金については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

b.資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	1,123	967	△156
資産計	1,123	967	△156

(注)1.現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2.市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	146
出資金	54

(注)出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	967	-	967
資産計	-	967	-	967

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

各契約ごとに返還予定時期を見積もり、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8.収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要なサービス別に分解した収益情報は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	配信/コンテンツサービス	ライブ/イベントサービス	マーチャンダイジングサービス	ライセンス/タイアップサービス	合計
顧客との契約から生じる収益	9,323	7,793	20,539	5,744	43,401
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	9,323	7,793	20,539	5,744	43,401

(注)当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の内訳は記載しておりません。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当事業年度(期末) (百万円)
顧客との契約から生じた債権	5,417
契約負債	7,964

契約負債は、主にマーチャンダイジングサービスに関するグッズ販売の受注時に、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い1年以内に取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9.1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額…… 258円14銭

1株当たり当期純利益… 88円70銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

カバー株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 篠田 友彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カバー株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に鑑して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに該当決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。
- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所（スタジオ、子会社および海外子会社含む）において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取り組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則 第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 1 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2 取締役の職務の執行に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、すべての取締役より「職務執行確認書」を取得しております。
- 3 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

常勤監査等委員	カバー株式会社	監査等委員会
	宮島 功	印
監査等委員	小倉 親子	印
監査等委員	新井健一郎	印

(注) 監査等委員宮島功及び小倉親子、新井健一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上